

没後160年 記念展



郷土資料館特別展

本展では、幕末期に徳丸原(現在の高島平)で日本初の西洋式砲術演習を行い、高島平という地名の由来となった砲術家・高島秋帆と西洋流砲術の歴史を紹介します。

開催案内

▶とき = 1月24日(土)~3月15日(日)、9時30分~17時(入館は16時30分まで)



▲詳しくは
こちらから

ところ・問合

郷土資料館 ☎ 5998-0081
(月曜休館。ただし2月23日(祝)は開館し24日(火)休館)

期間中の催し

Ⓐギャラリートーク

▶とき = 1月31日(土)・2月8日(日)・3月14日(土)、14時~14時30分、各1回制
▶内容 = 本展の見どころの紹介
▶定員 = 各回20人(先着順)※当日、直接会場へ。

Ⓑ講演「高島秋帆のフロンティア・スピリット」

▶とき = 2月14日(土)10時30分~12時
▶講師 = 横浜薬科大学教授 梶輝行
▶定員 = 50人(抽選)
▶申込 = 2月4日(必着)まで、往復はがきで、郷土資料館(〒175-0092赤塚5-35-25)※申込記入例(8面)参照

Ⓒ火縄銃・洋式銃講座

▶とき = 2月21日(土)、10時30分~12時・13時30分~15時、各1回制※当日、直接会場へ。
▶講師 = 西洋流火術鉄砲隊保存会会員

1月~3月は若者の悪質商法被害防止キャンペーン期間

SNSなどを悪用した手口が増加しています。区では、都と連携して、若者への注意喚起・リーフレットの配布・消費生活に関する相談を行っています。
困ったときは、一人で悩まずにご相談ください。

問合

消費者センター ☎ 3579-2266

事例1

「副業で簡単に儲かる」と知人に勧誘され、消費者金融でお金を借りて高額な教材を購入したが、全く儲からず、借金が残った。

対処法

簡単に稼げるうまい話はありませんので、広告やSNSの投稿を信用しないようにしましょう。また、友人・知人からの誘いでも、はっきり断りましょう。

事例2

「通い放題」をうたうSNSの広告を信じて、高額な全身脱毛コースを契約したが、契約した会社が倒産してしまい、支払いだけが残った。

対処法

契約する前に、契約内容・解約条件などをしっかり確認し、慎重に判断しましょう。

相談受付

- 消費者センター ☎ 3962-3511(相談専用、平日9時~16時30分)
- 消費者ホットライン「188(いやや)」 ☎ 188(月曜~土曜9時~17時、日曜・祝日10時~16時)

クーリング・オフ制度を知っていますか?

クーリング・オフとは

訪問販売・電話勧誘など特定の取引の場合、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。契約後、冷静になって考えたら不要だった場合などに利用できます。



手続きの流れ

- ①申込書または契約書のいずれかを先に受け取った日から8日以内(マルチ商法・内職商法などは20日以内)に行う
- ②対象の契約を特定するために必要な情報(契約年月日・契約者名・購入商品名など)とクーリング・オフを通知する日を記載する

③事業者に、はがき・FAX・Eメールなどで通知する

④クーリング・オフの証拠を残すため、通知内容・記録を保管する
※クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知する。

